

# 鹿児島市

## 子どもの未来応援プラン

### (子どもの貧困対策推進計画)

### (素案)

< 概要版 >

素案の主な内容を示したものです。  
(詳細は素案をご覧ください)

鹿児島市ホームページ

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kosodate/kosodate/sedo-kekaku/> . . .

. . .

※郵送をご希望される方は、下記までご連絡願います。

鹿児島市役所 こども福祉課 099-216-1260

# 目次

---

<b>I 計画策定にあたって</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
<b>II 子どもの貧困の状況</b>	
全国における子どもの貧困の状況	3
<b>III 鹿児島市子どもの生活に関するアンケート調査結果の概要</b>	
1 調査の概要	3
2 集計の方法	4
<b>IV 調査結果からみる本市の課題</b>	5
<b>V 計画の基本的考え方</b>	5
<b>VI 施策の概要</b>	
1 学びの支援	6
2 生活の安定に資するための支援	6
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援	7
4 経済的支援	7
<b>VII 計画の推進にあたって</b>	7

# I 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると「子どもの貧困率」は16.3%、6人に1人が相対的貧困の状態となっています。その後、平成28年国民生活基礎調査における子どもの貧困率は13.9%、令和元（2019）年国民生活基礎調査では13.5%と、過去最悪だった平成25年調査からは改善しているものの、依然として日本の7人に1人の子どもが貧困状態にあるという状況が続いています。

特に子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち大人が1人である世帯の貧困率は平成25年調査54.6%、平成28年調査50.8%、令和元年調査48.1%と、2人に1人が貧困状態にあるという非常に厳しい状況となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、平成25年6月、議員立法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立するとともに、平成26年8月に基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

また、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進するため、市町村における計画策定の努力義務が明記され、新たな大綱も閣議決定されています。

この新たな大綱制定に向けて開かれた子供の貧困対策に関する有識者会議において、「今後の子供の貧困対策の在り方について」という提言が出され、この中で、子どもの貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等について評価する一方で、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあること、ふたり親家庭の貧困率はひとり親家庭より減少率が低いこと、地域による取組の格差が拡大してきたことなどが挙げられています。

また、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされてしまうのを食い止めるためには、家庭の経済的な課題解決だけでなく、現在から将来にわたって全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる状態でいられるようにすることが何よりも重要であること、貧困の状況にある家庭では様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすいため、子どもの貧困問題の解決にあたっては、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要があることが指摘されています。

さらに現在、新型コロナウイルスによる社会生活への影響が徐々に表れる中、今後、さらに多くの子育て家庭が様々な困難に突き当たることが予想されます。コロナの影響の

大きさは均一ではなく、より大きな影響を受けるのは「コロナ前から」社会的に弱い立場に置かれていた子どもや家庭であることから、支援を検討するにあたっては、各家庭の状況に応じた柔軟な対応が求められています。

このようなことから、本市においても、改正法の趣旨も踏まえつつ、今後の子どもの貧困対策をこれまで以上に効果的に推進するため、この度、子どもの貧困対策推進計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は令和元年6月一部改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（第9条第2項）に基づく、市町村における子どもの貧困対策計画として策定するものです。また、本市では、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、今回策定する子どもの貧困対策計画についても、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進していく必要があり、また対応する支援の範囲も幅広く、本計画の推進が本事業計画全体を先導的に押し進めることにつながるため、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」にリーディングプロジェクトとして追加で位置付けることとします。

※リーディングプロジェクトとは、計画に掲げる各施策・事業において、特に先導的かつ重点的に取り組むべきものを指す。

## 3 計画期間

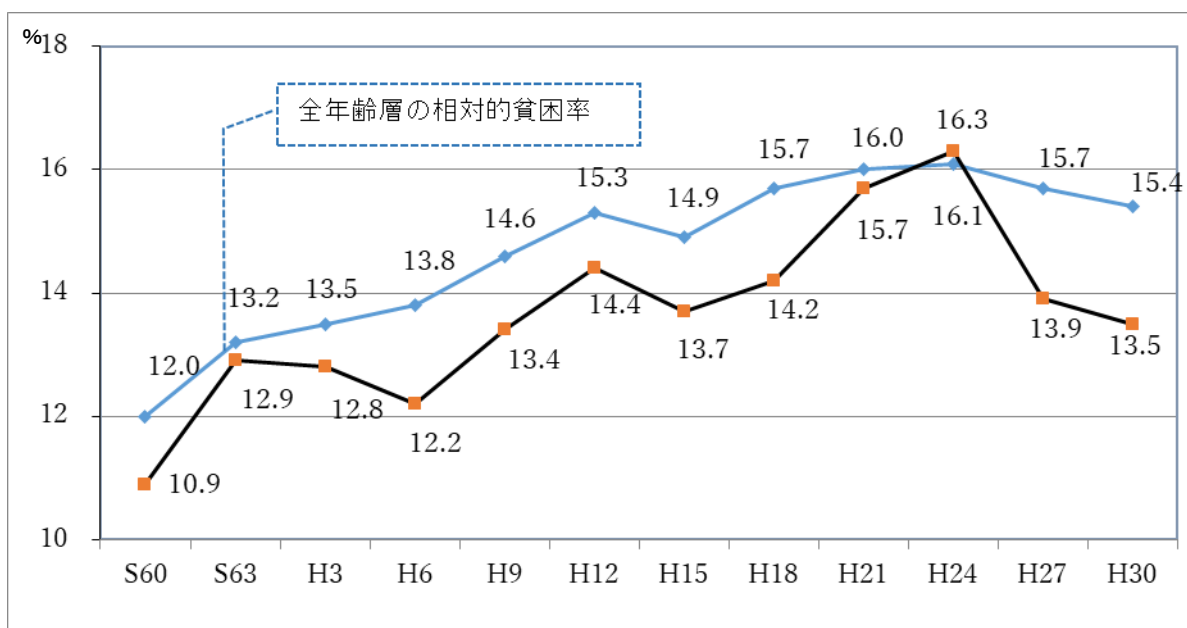
この計画は、令和3年度から令和6年度までの4か年計画とします。

## Ⅱ 子どもの貧困の状況

### 全国における子どもの貧困の状況

厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」によると子どもの貧困率は13.5%、7人に1人が相対的貧困の状態です。

特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人である世帯の貧困率は48.1%と、2人に1人が相対的貧困状況にあり、厳しい状況であることが分かります。



厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」

## Ⅲ 鹿児島市子どもの生活に関するアンケート調査結果の概要

### 1 調査の概要

- ①調査方法：対象者全員に対するアンケート調査を学校配付・学校回収により実施
- ②調査時期：平成29年7月
- ③調査対象：鹿児島市の市立小学校5年生・中学2年生の子ども及びその保護者
- ④実施状況

	小学5年生		中学2年生	
	子ども	保護者	子ども	保護者
配布数	5,600	5,600	5,297	5,297
有効回収数	4,827	4,855	4,362	4,448
有効回収率	86.2%	86.7%	82.3%	84.0%

## 2 集計の方法

所得類型別にクロス集計を行いました。

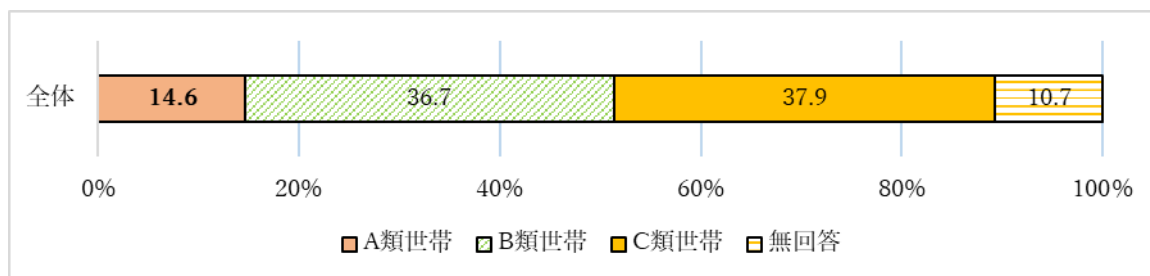
所得類型別の区分については、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員数の違いにより調整した所得）を算出して区分しました。本調査では、保護者への調査問3（1）で「前年（2016年）のおおよその手取り額（ボーナスを含む）」を調査しています。ただし、「200～250万円未満」や「400～500万円未満」といった幅のある数値の選択肢を提示して調査したことから、等価可処分所得の算出にあたっては、それぞれの選択肢の上限値と下限値の平均値を可処分所得として取り扱いました。また、平成28年国民生活基礎調査における等価可処分所得の中央値は245万円であることから、次のとおり所得類型を3つに区分しました。

### 【所得類型別区分】

- ・ A類世帯：等価可処分所得が中央値（245万円）の50%（122万円）未満の世帯（相対的貧困世帯）
- ・ B類世帯：等価可処分所得が中央値未満で、中央値の50%以上の世帯
- ・ C類世帯：等価可処分所得が中央値以上の世帯

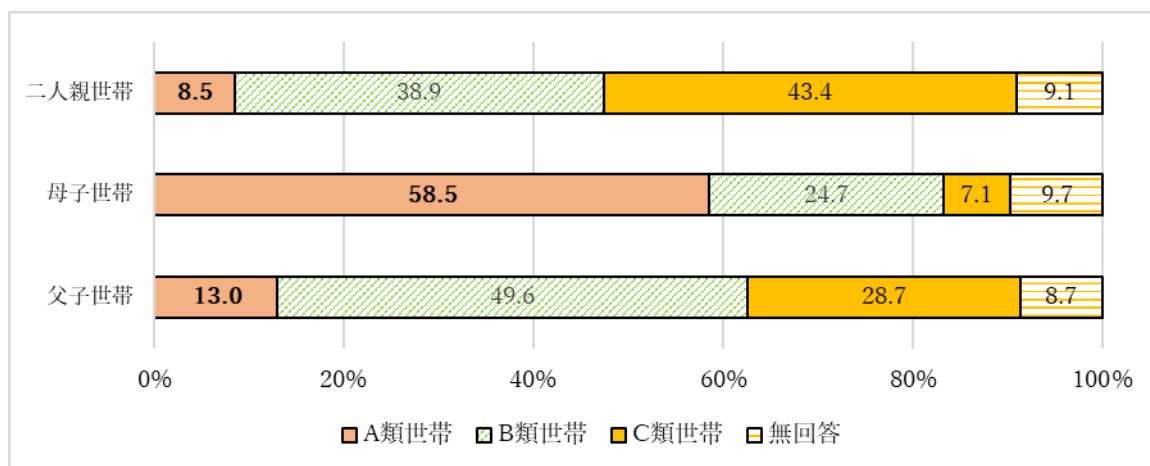
### 【回答者の所得類型別の構成】

所得類型別では、A類世帯14.6%、B類世帯36.7%、C類世帯37.9%、無回答10.7%となっています。



### 【世帯構成別ごとの所得類型別の構成】

世帯構成ごとにみると、二人親世帯では8.5%、母子世帯では58.5%、父子世帯では13.0%がA類世帯となっています。



## IV 調査結果からみる本市の課題

---

平成29年度に実施した子どもの生活に関するアンケート調査では、回答者の14.6%がA類世帯と区分されました。厚生労働省平成28年国民生活基礎調査で示された子どもの貧困率とは世帯所得の把握方法などに違いがあるため、本市調査との単純比較はできませんが、国の13.9%よりも高い結果であることが分かりました。また平成29年度に鹿児島県が実施した「かごしま子ども調査」におけるA類世帯の割合は12.9%であり、本市は国や県と比較しても、経済的困難を抱えた子どもや家庭が多いという結果となりました。

また、本調査結果からは経済的な問題のみならず、子ども及び保護者双方に多様な課題があることが分かりました。そこで、本市の子どもの貧困対策について、国の子供の貧困対策大綱にも規定する「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4つの柱を中心に、総合的かつ効果的に施策を推進することが求められています。

## V 計画の基本的考え方

---

日本の将来を担う子どもたちは地域の一番の宝です。また、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があります。

貧困状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲がそがれやすく、そのような中、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

また、本市ではこれまでも子どもの健やかな成長と子どもを産み育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的に、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育てをするなら鹿児島市」の実現を目指してきており、令和2年度からは「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」がスタートしています。

一方で、子どもの貧困問題の背景には、家庭の状況や生活環境、所得、雇用問題等の様々な要因が複雑に絡み合っており、困りごとを抱えた家庭の子どもたちとそうでない家庭の子どもたちの間では、成長の各段階において、学習や体験活動などの機会に格差が生じる場合があります。そこで、国の「子供の貧困対策に関する大綱」重点施策でもある「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」を本市の子どもの貧困対策推進計画の重点施策としても位置づけ、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画における各

施策との連携・充実を図りながら、鹿児島市全体で総合的かつ横断的に子どもの貧困対策を推進し、子どもの明るい未来に向けて取り組んでまいります。

なお、子どもの貧困対策の推進にあたっては、この問題が社会問題であることの周知に努めるほか、事業実施にあたっては、対象となる子どもや家庭に対する差別や偏見を助長してしまわないよう、その実施については十分に留意します。

## VI 施策の概要

---

### 1 学びの支援

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の鹿児島市の成長・発展にもつながります。

そこで、年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上に努めます。

また、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカー等が関係機関等と連携し、困難な状況にある子どもたちを早期に発見し、必要な支援につながる体制強化に努めます。

#### ◆主な取組◆

子どもの状況に応じた学習機会の提供や、子どもの学びの機会を保障するため経済的な支援を行うほか、子どもたちが様々な体験ができるよう多様な体験活動の場を提供します。

### 2 生活の安定に資するための支援

全ての子どもが生まれ育った環境に関係なく、心身を健やかに成長させるためには、親子ともに社会的に孤立せず、安心して毎日を過ごすことのできる環境が整っていることが重要です。

子どもや家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつなぐ取組を推進します。

また、生活に困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備など、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援を推進します。



◆主な取組◆

妊娠期からの切れ目のない相談支援の実施や、保護者が安心して子どもを預けることができるよう保育所等の整備、また家庭の状況に応じた地域での子育て支援サービスの推進を図ります。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

保護者の就労支援にあたっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接することのできる時間を確保できる労働環境の整備に努めるなど、仕事と生活の調和に資する支援を講じていく必要があります。

特に、ひとり親家庭の保護者に対して、公的職業紹介事業者などの専門機関との連携による就労支援を行うほか、保護者の状況に応じたきめ細かな就労支援を推進します。

◆主な取組◆

仕事と生活の調和の実現に向けた取組や、家庭の状況に応じた就労支援の取組を推進します。

4 経済的支援

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点からも重要であり、困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

◆主な取組◆

各種手当や助成制度の実施のほか、家計相談などの相談支援を通じた日常生活支援を推進します。

## **VII 計画の推進にあたって**

この計画は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができる社会の実現を目的としています。

そのため、計画の推進にあたっては、主な取組に掲げた項目を含め、各主体（行政、地域、関係機関、民間団体など）がそれぞれの役割を果たし、協働・連携して各種の取組を推進していくことが重要です。